

平成二十年九月二十九日提出
質問第四八号

北方領土海域で発生した日本船拿捕事件への外務省の対応並びに説明等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

北方領土海域で発生した日本船拿捕事件への外務省の対応並びに説明等に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一六九第五六四号)を踏まえ、以下質問する。

一 二〇〇六年八月十六日、根室のカニかご漁船第三十一吉進丸が北方領土海域でロシア国境警備隊に拿捕され、乗組員一人が射殺され、第三十一吉進丸の船体が押収されるという事件が起きた。翌年十二月十三日には、羅臼漁協所属の刺し網漁船四隻がロシア国境警備隊に拿捕されるという事件が起きている。右事件により押収された五隻の船は、いずれも国民の尊い財産であり、国民の生命、財産を守る責務を負う政府としては、何があるかとこれら五隻の船を取り戻す義務を負っていると考えるが、現在、五隻の船体の返還交渉はどのような状況にあるのか、何らかの具体的進展が見られているのか、詳細に説明されたい。

二 「政府答弁書」で外務省は、「御指摘の総領事館の職員は、御指摘の船体の引渡し等のために全力で取り組んでいる。」と、在ユジノサハリンスク日本国総領事館の職員が、五隻の船体を取り戻すべく努力している旨答弁しているが、では何度第三十一吉進丸を直接見に行ったのか、またその他四隻については、本年五月三十日から六月二日までの日程で行われたビザなし交流に参加した際に、択捉島の内岡港に置かれているのを直接当方は確認したが、例えば同総領事館の職員が直接現地に行つて四隻の船体の様子を確

認しているのか等、同総領事館の職員が、五隻の船体を取り戻すべく具体的にどのような対応をとっているのか説明されたい。

三 各レベルの日口外交交渉において、五隻の船体の問題が取り上げられ、返還要請がなされたのはいつか、その直近の事例を明らかにされたい。

右質問する。